

介護休職給付金のお知らせ

HOYA福祉共済センターでは、加入員が家族を介護するため休職し、給与を受けられない状況になったときの支援策として、介護休職給付金を給付しています。
2016年4月より内容の一部が改定されました。給付対象となる方は申請してください。

給付対象

加入員が家族を介護するために休職し、給与を受けられないとき

給付内容

1日につき標準報酬日額×(80%-雇用保険給付率)を給付

給付期間

1回の介護休職につき最長150日

施行

2016年4月1日からの介護休職に対して

申請方法

【介護休職給付金請求書】に、会社の証明を受けて提出

お問い合わせ・請求書提出先

事業所総務・人事担当者経由にて書類を提出してください。

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル5F
HOYA福祉共済センター 木野内 03-6756-5107

